

①地産地消の推進

まず、学校給食の自校方式の調理場を順次整備した。現在、小学校 30 校、中学校 18 校、幼稚園 2 園の約 13,000 食の給食が調理されている。全調理場に栄養士を配置し、それぞれの調理場ごとに献立を作成して、手づくりこだわった給食を供給している。学校給食の食材は、今治市産の米、麦、大豆などや旬の野菜の地元産指定入札を開始し、現在は約 70%を占めている。また遺伝子組み換えとわかる食材の使用は避けている。学校給食で使う米は、今治市産特別栽培米を使用、今治市産大豆を使った豆腐、今治産野菜・果物、地魚などの使用している。調理場ごとに献立が違うので、地元の農産物を取り入れやすい状況が生み出されている。

②食育の推進

小学校 5 年生向けの食育副読本、指導教員向けの学習指導要綱、教員研修用 DVD、食育授業に必要な教材などを作成して、全校に配布した。市内小学校では、学校農園で農産物の栽培体験を行い、学校給食で使用している。市内の直売所「さいさいきて屋」では、学童農園を行っている。市内の各保育所では、保育士たちによる様々な食育活動(ぎょしょく授業)を開催している。

③有機農業の振興

今治市では、有機農業を軸に地産地消で食育力を高め、食育効果で地産地消を広げようとしている。学校有機農園設置運営事業では、学校農園で有機 JAS 認証を取得している。市民を対象に「有機農業講座」を開催している。有機農業総合支援対策の取り組みとして、有機農業技術の普及、啓発活動など行っている。



4. 所 見

今治市の食と農のまちづくりの取り組みは、30年前の消費者運動や農民運動などの市民運動からスタートし、行政主導ではなく市民の取り組みとして発展してきた。時代別にみると、昭和57年から63年までを黎明期、63年から平成10年を充実期、平成11年から14年までを発展期とする学校給食改革を経て、15年から18年には給食から市民生活への展開をみる。食と農のまちづくり条例制定以降は、食育や福祉を含めた総合政策期を迎えている。

食と農のまちづくり条例は、「地産地消の推進」、「食育の推進」、「有機農業の振興」の3つを柱として地域の農林水産業の振興を図り、まちづくりを進めていくという、全国にも例をみない条例である。しかも農林水産業の振興を単に農林水産業者の自助努力に委ねるのではなく、行政の責務明確にし、市民、食品関連事業者の協力を仰ぎ、地域に暮らす人々が、その地域の農林水産業を支えていくのだという方向性を明確にしている。

京丹後市においても、安全な食べ物の安定供給と消費拡大を条例として位置づけることにより、農林水産業に関する振興施策の予算確保ができ、さらに市民と行政がともに「食料の安全性と安定供給体制を確立」する運動が地域づくりに展開するための条例が必要である。



テーマ：南国市食育のまちづくり条例における政策と市民協働

1. 視察項目

(1) 南国市食育のまちづくり条例における政策と市民協働

2. 視察概要

南国市は、高知県の中央部に位置し、高知県の玄関として四国横断自動車道南国インターと高知龍馬空港を擁し、部品メーカーがあることもあり平成21年度の製造品出荷額は約863億。人口4.8万人ではあるが隣接する高知市に次ぐ第二の都市である。

土佐の稲作の発祥の地と言われ米の二期作や施設園芸を中心に発展し、豊かな田園都市が広がる一方、高知大学農学部、医学部、高知高専など教育研究機関のある学園都市としての側面もある。

3. 内 容

南国市はまちづくり条例における政策の歩みは、地域の食文化と日本型食文化を追求してきた学校給食をもとに始まった。平成9年「目の前の地元米を食べるために、政府米を止め、地元の中山間地の棚田米（安心安全な顔の見える棚田米）を、学校給食に」と、教育長が強い意志で始まり、平成10年、「温かい米食を」と、全校に家庭用炊飯器を導入した。地産池消が、児童の健康と地域の食文化や農業への理解を深めるとして、平成15年より全校で週5日の米飯給食を実施した。学校給食から始まった食育を終わらせないために、平成17年9月より生活習慣病予防や健康増進のため豊富な食材を生かして、地域における食生活改善の推進し、家庭、学校、保育所等の食育の推進に向けた「食育のまちづくり宣言」。平成17年12月より、担当事務局を保健福祉センタとして、食育の重要性を市民一人一人が意識し、地域社会が一体となって食育のまちづくりに取り組むことで、健康で豊かな社会の実現と活動ある南国市を目指すための「南国市食育のまちづくり条例」を設置した。

食育のまちづくり条例設定後は、産地を意識いるかで、女70%・男39%、朝食を毎日食べるが、女86%・男82%となり、食育に関心が高くなり、地元産を意識している結果となった。

地域再生計画（食育のまちづくり）を活用したブランド食品・食品加工技術人材創出計画では、高知大学（土佐FBC）と南国市地域雇用創出推進協議会と提携し、加工食品（地元産）の開発とブランドを目指し、開発した商品は合計37品目を数える。



4. 所見

南国市の食育のまちづくり条例は、地域の食文化や日本型食文化、中山間の棚田米を学校給食にという教育長の熱い思いで始まり、子供たちの将来のために、安心安全を感じる顔の見える地元産米を給食に導入し、家庭用炊飯器で湯気の出る炊き立ての学校給食が実現した。

棚田米を病気に強い品種へと変えられたが、特別栽培米を推進するなど栽培過程にも配慮した米を学校給食に導入すべきと思う。また、食育推進計画の事務局を保健福祉センターが担当することで、市民の健康づくりを食の側面から支えることという姿勢が示されている。

京丹後市においても、安心安全な京丹後特別栽培米コシヒカリを学校給食に取り入れ、地産池消に取り組むべきである。





(様式1)

平成27年6月19日

京丹後市議会議長 様

会派名 丹政会
代表者氏名 池田 恵一

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

- 1 日程
平成27年7月13日(月)～15日(水)
- 2 場所
 - 衆議院第二議員会館(東京都千代田区永田町2丁目1-2)
 - 農産物直売所みずほの村市場(茨城県つくば市柳橋496)
- 3 目的
京丹後市における食に関するまちづくりの政策形成を目的とする。
- 4 該当する政務活動費の用途項目
調査研究費、要請・陳情費
- 5 概算経費
¥210,000-
- 6 参加議員名
池田恵一、藤田 太、和田正幸、谷津伸幸
- 7 参考添付資料等
別紙参照

衆議院第二議員会館（2日間）

1 マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成 28 年 1 月から運用が開始されるマイナンバー制度ですが、市民の認知や理解は十分ではありません。また、行政サービスの運用について議会として勘案すべきも事象について、研修したいと考えています。

- マイナンバーの概要について
- 個人情報保護に関する条例等への規定
- 個人番号を活用した行政サービスのあり方
- 市議会での審査のポイント など

2 一般廃棄物の適正処理・3Rの推進について

第 080619001 号廃棄物対策課長通知及び第 1410081 号廃棄物・リサイクル対策部長通知が市町村に通達され、市町村の処理責任が極めて重いことは承知しております。委託・許可事業者の在り方、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分など、自治体として勘案すべき事象について研修したいと考えています。

- 廃掃法の概要
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分と処理における市町村の役割
- 収集運搬における委託事業者と許可業者の違いと委託・許可の在り方 など

3 医療保険制度改革関連法について

赤字が続く国民健康保険の財政基盤を強化するため、平成 30 年度に運営主体を市町村から都道府県に移すことを柱とした医療保険制度改革関連法が成立しました。医療費や保険料の負担が今後どうなるのか市民の関心も高いと考えています。

- 改革の概要とポイント
- 市町村が行っている国民健康保険関連の事業はどうなるのか。
- 議会で議論すべきポイント など

農産物直売所みずほの村市場

テーマ：美味しい安全な旬の農産物の集出荷の仕組みづくりと直売所経営

【主旨】

【調査内容】

- 施設の設立系から法人化へ
- 直売所の運営について
- 行政等の補助や支援について

調査研究及び陳情の行程表	
月日	スケジュール
5月13日(月)	京丹後市
	7:43 福知山駅
	11:33 東京駅
	13:00 衆議院議員第二会館
	～17:00 研修①②
	17:30 ホテル到着
宿泊先	赤坂陽光ホテル
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目14-12
TEL	030-3586-4050
5月14日(木)	8:00 ホテル出発
	赤坂駅一万博記念公園駅 (タクシー)
	10:00 農産物直売所みずほの村市場
	～11:30 ○美味しい安全な旬の農産物の集出荷の仕組みづくりと直売所経営 (タクシー)
	赤坂駅一万博記念公園駅
	17:00 ホテル到着
	宿泊先
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目14-12
TEL	030-3586-4050
5月15日(金)	8:45 ホテル出発
	9:30 衆議院議員第二会館
	～11:00 研修③
	総務省への要請・陳情活動
	15:00 東京駅
	17:17 京都駅
	19:36 福知山駅
	京丹後市

(様式2)



27年7月31日

京丹後市議会議長 様

会派名 丹政会
代表者氏名 池田 恵一



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 日程

平成27年7月13日(月)～15日(水)

2 場所

- 衆議院第二議員会館(東京都千代田区永田町2丁目1-2)
- 農産物直売所みずほの村市場(茨城県つくば市柳橋496)
- 総務省(東京都千代田区霞が関2-1-2)

3 目的

- 国の制度に関する研修を行い、議員の資質向上を目的とする。
 - マイナンバー制度に関する研修
 - 医療保険制度改革関連法に関する研修
 - 一般廃棄物の適正処理・3Rに関する研修
- 京丹後市における食に関するまちづくりの政策形成を目的とする。
- 平成27年総務省所管予算に関する要望書の提出

4 該当する政務活動費の用途項目

調査研究費、要請・陳情費

5 支出経費の内訳と金額

別紙

6 参加議員名

池田恵一、藤田 太、和田正幸、谷津伸幸

7 調査研究成果の概要、所見

- 国の制度に関する研修報告書
- 食に関するまちづくりの政策形成に係る調査研究(視察)報告書2

8 成果物、資料等

別紙、平成27年総務省所管予算に関する要望書

国の制度に関する研修報告書

テーマ マイナンバー制度について

13日(月) 13時00分～14時30分

説明人 内閣官房

社会保障改革担当室情報通信(IT)総合戦略室

内閣参事官 金崎健太郎氏

【研修の目的】

平成28年1月からマイナンバー制度の運用が開始されるが、市民の認知や理解が十分ではない。マイナンバー制度について、理解を深めるとともに、行政サービスの運用について勘案すべきも事象についての研修を目的とする。

【研修項目】

- マイナンバーの概要について
- 個人情報保護に関する条例等への規定
- 個人番号を活用した行政サービス
- 市議会での審査ポイント

【研修内容】

2016年1月より運用が開始されるマイナンバー制度は、年金、医療、福祉、労働などの社会保障や税、災害対策などへの活用を行うもので、個人番号カードにより、様々な行政手続きに利用できる。

個人情報については、外部漏洩や不正利用、一元管理に対する懸念が指摘されているが、制度面やシステム面の保護措置を行うこととしている。

問題となっている「一元管理方式」ではなく、従来通り各行政機関等が個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワーク(以降、コアシステムという)を通じて、情報の照会と提供を行う「分散管理方式」としている。地方公共団体及び地方公共団体以外の機関(ハローワーク、年金機構、健康保険、奨学金など)の個人情報は、機関別符号に置き換えて取り扱い、コアシステムの中で照会を掛け、マイナンバーの外部漏洩防止を図るとともに、特定個人情報保護委員会を設置して監視、監督をする。

プライバシー保護の観点から、個人番号カードのICチップにプライバシー性の高い個人情報は記録されないこととなっている。

カードのメリットとして、

1. 今後、個人番号の提示が必要となる様々な機会個人番号を証明する書類として活用できる。
2. 金融機関やパスポート申請、日常生活における本人確認にも活用可能。
3. 各種行政手続のオンライン申請の利用。
4. コンビニなどで各種証明を取得する際の利用。

5. オンラインバンキングなど各種の民間オンライン取引に利用。

6. 将来的に様々なカードを個人番号に一元化し効率化を図る。

などの説明を受けた。

さらに、平成29年1月以降、運用開始予定としているマイナポータルでは、

1. 自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧。

2. 国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧。

3. 自治体などからの予防接種や年金、介護など各種のお知らせの受け取り。

4. 引っ越しなどの際の各種手続きの官民横断的なワンストップサービス。

などの提供を行うこととして準備を進めている。

マイナンバー制度の導入に向けて、今後、地方公共団体が行わなければならないものとしては、番号制度担当課の決定や全庁的な検討組織の体制整備や特定個人情報について、より厳格な保護措置を講じるための個人情報保護条例の改正、個人番号の独自利用を行うための条例の制定が必要となってくる。

また、コアシステムとの接続にあわせて情報システムの整備も進めなければならない。

制度の運用開始に向けて、特定個人情報ファイルの保有にあたり、プライバシーへ及ぼす影響等を事前に自ら評価しなければならない。また、制度導入に向けた国が実施する後方への協力と、独自に周知、広報活動を早急勝積極的に取り組みが求められている。

将来的には、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野について、マイナンバー利用範囲の拡大や制度基盤の活用と、制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえて所要の整備をおこなうこととしている。

【所見】

2016年1月より運用開始される。市民の暮らしに直結するマイナンバー制度だが、認知度はまだまだ低い。10月に番号通知が各世帯に郵送され、来年1月から、マイナンバーによって納税や社会保障などの個人情報を一元的に管理し、行政事務の効率化を図るとともに、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとの説明であった。

制度導入に伴う、国による情報の一元管理による不安、また、情報の漏えいや不正使用を心配したが、管理については、従来通り個人情報は各行政機関等が保有し、分散管理の方法をとるとともに、個人番号には、プライバシーの高い個人情報は記録されないとのことであった。情報の漏えいについては、制度として、個人情報保護条例の改正や新たな条例の制定により、保護するとともに、2段階でシステムの設計・開発・改修・テスト・運用を行うことにより、漏えいは防げるとのことであった。しかしながら、年金情報が漏えいした件もあり、まだまだ不安が解消されたとは言えず、十分なセキュリティ対策が求められる。

制度の運用にあたっては、個人番号カードの活用により、本人確認の身分証明書、コ

コンビニでの各種証明書の取得、印鑑登録、健康保険証等、付加サービスを搭載した多目的カードとして利用できることが確認できた。

国は年金受給申請の簡素化など、国民の利便性を強調するが、自治体にとっては、システム整備、市民への広報等、負担感は大きいものがある。議会としても、市民にとって、いかに有効に活用されるか、セキュリティーは万全か、個人情報を守られる等、制度実施に向けて、調査・研究の必要を感じた。



テーマ 一般廃棄物の適正処理・3Rについて

13日(月)16時00分～17時00分

説明人 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長 和田篤也

【研修の目的】

第080619001号廃棄物対策課長通知及び第1410081号廃棄物・リサイクル対策部長通知が市町村に通達され、市町村の処理責任が極めて重いことが伺える。委託・許可事業者の在り方、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分など、自治体として勘案すべき事象について研修を行った。

【研修項目】

- 廃掃法の概要
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分と処理における市町村の役割
- 収集運搬における委託事業者と許可業者の違いと委託・許可の在り方

【研修内容】

(1) 廃棄物政策の変遷

- 戦後～1950年代(衛生)
ごみ・し尿は海洋投棄や土地投棄処分が主流。ごみの処分場からの蚊・ハエの発生で、衛生管理の必要となり、「清掃法」(昭和45年)を制定。
- 1960年代～70年代(公害・環境)
高度成長期に伴う廃棄物の増加により「公害」が顕在化し、自治体のみならず事業所による処理が必要となる。焼却処理場や埋立地の確保について定めた「廃棄物処理法」(昭和45年)を制定。
- 1990年代～(資源・循環型)
廃棄物の適切な処理や環境に対する一層の機運の高まり廃棄物処理法が改正され、リサイクルをはじめとする適正な資源循環の仕組みが必要となり、各種リサイクル法の制定を経て、循環型社会形成推進基本法(平成13年)を制定。

(2) 廃棄物の定義

ゴミ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)。

(3) 廃棄物の種類と区分と処理責任

事業活動に伴い発生する廃棄物を産業廃棄物(20種類)

・・・排出事業者処理責任がある。

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず(建設業、パルプ・紙製造業、新聞業) ⑧木くず(建設業、木材、木製品製造業等) ⑨繊維くず(建設業、繊維工業等) ⑩動植物性残さ(医療品製造業等) ⑪動物系

固形不要物（と蓄場等）⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鋳さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体（畜産農家）⑲ばいじん ⑳①～⑲を処分するために処理したものであって、これからの廃棄物に該当しないもの。

家庭から発生する廃棄物と産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物

・・・市町村に統括的な処理責任がある。

一般廃棄物は、市町村に総括的な処理責任が有り、市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

（４）平成２０年６月１９日付け廃棄物対策課長通知の概要

- 環境保全の重要性

『環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題』である。その為、市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸に循環型社会の形成のための対策を推進する。

- 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村の総括的な処理責任の下、生活環境保全上支障が生じないように、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理される必要がある。市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するため、市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重い。

- 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

ごみ排出量の減少傾向、環境保全の重要性等を踏まえて、一般廃棄物処理計画の策定及び適用にあたっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底。

（５）平成２６年１０月８日付け廃棄物・リサイクル対策部長通知の概要

- 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

6.19 通知の趣旨を記述し、「結果的に受託者による適正な処理がなされなければ、委託基準を遵守したか否かに関わらず、市町村と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のための必要な措置を市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことを、改めて都道府県知事・政令市長宛てに通知

- 最高裁判決（平成 26 年 1 月 28 日）の趣旨

「一般廃棄物処理業許可取消等損害賠償請求事件」の最高裁判決

① 市町村は生活環境保全上支障が生じないように、適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある観点から、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていない。」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域の需給均衡及びそ

の変動による既存許可業者への影響を適切に考慮することが求められる。」との判断。

- ② 一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への影響を適切に考慮せずに、一般廃棄物処理業の新規許可又は許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより、当該許可等は取り消される可能性がある。これは、新たな許可処分のみ限定されるものではなく、廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったもの。

【所見】

一般廃棄物の適正処理については、国において、衛生、公害・環境、資源循環型という政策を積み重ねる中で、清掃法、廃棄物処理法、各種リサイクル法、循環型社会形成推進基本法ができ、進められてきた。一般廃棄物処理計画は、長期的な展望をもって対処しなければならず、統括的な処理責任は、市町村に有る。

京丹後市においては、最終処分場やクリーンセンターの使用期限の課題がある中で、ごみの分別による生ごみ等のリサイクルで、一般廃棄物の減量と資源循環を柱とする一般廃棄物処理基本計画が策定されている。最高裁判決（平成 26 年 1 月 28 日）にもあるように、一般廃棄物処理を委託又は許可において行う場合も含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用が重要であり、議会としても評価・検証が必要である。

テーマ 医療保険制度改革関連法について

14日（火）17時00分～18時00分

説明人 厚生労働省保健局国民健康保険課長 中村博治

【研修の目的】

赤字が続く国民健康保険の財政基盤を強化するため、平成30年度に運営主体を市町村から都道府県に移すことを柱とした医療保険制度改革関連法が成立（平成27年5月27日成立）した。医療費や保険料の負担が今後どうなるのか市民の関心も高い。成立に伴い市町村の役割や都道府県の役割について研修を行った。

【研修項目】

- 改革の概要とポイント
- 市町村が行っている国民健康保険関連の事業はどうなるのか。
- 議会で議論すべきポイント

【研修内容】

（1）改革の背景

○増大する医療費 約40兆円（毎年約1兆円増加）

H24年国民医療費・・・前年比+6.300億円

- ① 入院医療費の増・・・約6割（3.800億円）
- ② 75歳以上の医療費の増・・・約7割（4.300億円）
- ③ 医療の高度化による医療費の増

・・・がんの医療費の増（1.700億円）は医科医療費の1/3

○少子高齢化の進展による現役世代の負担増

給付費・・・後期高齢者は若人の5倍

○国保の構造的な課題

年齢が高く医療費の水準が高い等

（2）改革の方向性

国民皆保険を将来にわたって堅持

- ① 医療保険制度の安定化（国保、被用者保険）
- ② 世代間・世代内の負担の公平化
- ③ 医療費の適正化
 - ・病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進
 - ・予防・健康づくりの推進、ICTの活用
 - ・後発医薬品の使用促進

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要
(平成 27 年 5 月 27 日成立)

1 国民保険の安定化

○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化

(27 年から約 1.700 億円、29 年度以降は毎年約 3.400 億円)

○平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化。

2 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入

○被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施

(現行：1/3 総報酬割→27 年度：1/2 総報酬割→28 年度：2/3 総報酬割
→29 年度：全面報酬割)

3 負担の公平化等

① 入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げ

(現行：1 食 260 円→28 年度：1 食 360 円→30 年度：1 食 460 円。

低所得者、難病、小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)

② 特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講じることとする

(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)

③ 健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ
(121 万から 139 万)

4 その他

① 協会けんぽの国庫補助率を「当分の間 16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる

② 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率の見直し

(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないように調整補助金を増額)

③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進

・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の促進)を計画の中に設定

・保険者が行う保険事業に予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加

④ 患者申出療養を創設

(患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案による
改正後の国民健康保険法(抄) ※平成 30 年 4 月施行

(保険者)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。